

○財務省告示第三百十六号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十八年十月十七日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十八年十一月九日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（二年）（第三百六十九回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十七条
法律及びその
三 振替法の適用 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定

四 発行方法 振替機関は日本銀行とする。
の適用を受けるものとし、その
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）の価格競
争入札と同時に行われる入札で
あって、財務大臣が各国債市場
特別参加者ごとに応募限度額を
定めるものによる発行（以下「国
債市場特別参加者・第I非価格
競争入札発行」という。）及び価
格競争入札の募入の決定をした
後に行われる入札であつて、財
務大臣が各国債市場特別参加者
ごとに応募限度額を定めるもの
による発行（以下「国債市場特

口

十三

国債市場
特別参加
者・第I
非参加者
争入札発
行及び特
債市場特
別参加者
・第II非
参加者
争入札発
行争入札
入札競争
利率
経過利率
の払込み

十四

初期利率

額面金額
八厘
百円につき
百円七十二
年〇・一パーセント
募入決定の通
払込金額を加
り算出した金
定する期日に
る。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.1 \times \frac{1}{365}}{100}$$

平成二十九年四月十五日を
期とし、次の算式により算
た金額を支払う。ただし、
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う
下、次号及び第十六号にお
規定する期日について同じ
額面金額 $\times \frac{0.1 \times 1}{100 \times 2}$

十五

第二期以後の利率

十六

償還期限

毎年四月十五日及び十月十五日
を、支払期とし、各支払期にお
て、その日以、前六月間に
利子を支払う。六月間に
平成三十年十月十五日

二 十 十 十
十 九 八 七

払 者 入 払 元 償
込 者 札 場 利 還
期 参 所 金 金
日 加 支 額

平 財 日 額
成 務 本 面
二 大 銀 金
十 臣 行 額
八 か ら 百 円
年 通 知 に つ
十 知 を 受 け 百
七 け た 円
日 者